

北九州市立大学及び旦過市場共同建物新築工事实施設計業務委託に係る  
公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

- (1) 業 務 名 北九州市立大学及び旦過市場共同建物新築工事实施設計業務委託
- (2) 業務内容 公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）及び旦過総合管理運営株式会社（以下「旦過総合」という。）が整備する共同建物について、令和6年度基本設計の成果をもとに、今年度別途委託予定の「設計段階から施工者が関与する方式（E C I方式）」との連携を図りながら、実施設計を行うもの。

＜設計段階から施工者が関与する方式（E C I方式）とは＞

設計段階から施工者（単独または共同企業体。以下、本プロポーザルに係る全ての資料において「技術協力者」という。）が関与する方式で、施工を前提として実施設計に対する技術協力をを行い、実施設計完了後、本学は技術協力者と優先的に価格交渉を行い、合意に至った段階で、工事契約を締結するもの。

- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 施設概要

建築場所：北九州市小倉北区魚町四丁目

階 数：地上5階建て

構 造：鉄骨造

用 途：1階…商業施設 2～5階…大学施設

※A地区建物（旦過地区立体換地建築物）の増築工事

※1階商業施設の内装・設備工事等は別途設計・工事

※建物整備後は区分所有施設となる

※立体道路制度を活用する

建築面積： 968.71㎡

延べ面積：3,944.13㎡

（大学施設：3,565.22㎡、商業施設：378.91㎡）

- (5) 提示資料：本業務の特記仕様書、付近見取図及び敷地図、基本設計概要版は、別添のとおりである。旦過地区土地区画整理事業の概要については北九州市ホームページで確認すること。<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/30000002.html>

(6) スケジュール

選定スケジュールは以下のとおりとする。

令和7年5月22日（木）公募及び説明資料の配付（本学ホームページに掲載）

令和7年5月22日（木）～6月10日（火）参加表明書受付期間

令和7年6月11日（水）～6月13日（金）質疑書受付期間

令和7年6月17日（火）質疑書への回答（本学ホームページに掲載）

令和7年6月18日（水）～7月3日（木）技術提案書受付期間

令和7年7月3日（木）参加辞退届提出期限

令和7年7月10日（木）～7月11日（金）審査委員会によるヒアリング

令和7年7月14日（月）～7月18日（金）結果通知・契約交渉

令和7年7月22日（火）業務契約（予定）

※スケジュールは予定であり、日付は前後する場合がある。

- (7) 委 託 料：本業務に関する委託料は110,415,800円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 2 資格要件等

### (1) 応募者について

参加表明書受付期間の末日時点において、次の各号のいずれにも該当する単体又は共同企業体(代表者1社及び構成員1社で構成されるものに限る。以下同じ。)であること。ただし、同日までに、共同企業体を構成できない場合は、技術提案書受付期間の末日までに共同企業体を構成することができるものであること。

ア 単体又は共同企業体の代表者及び構成員が、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号)第7条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に建築関係コンサルタント業務として記載されていること。ただし、参加表明書の提出期間の末日時点でこの要件を満たさない場合は、資格審査申請の受付を行い、契約時までに登録を終えること。

イ 単体又は共同企業体の代表者及び構成員が、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。)から指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 単体又は共同企業体の代表者及び構成員が、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

エ 単体又は共同企業体の代表者が、平成17年度以降に日本国内で、延べ面積1,000平方メートルを超える大学施設(校舎、研究棟に限る)の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務(基本設計又は実施設計の業務をいう。)を受託した実績(共同企業体の構成員として行ったものを除く。)があること。

オ 単体又は共同企業体の代表者及び構成員が、本プロポーザル及び今年度別途実施する予定の「技術協力業務」に重複して参加しないこと。

カ 共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体中最大とすること。また、構成員の出資比率は、100分の10以上100分の50未満とすること。

キ 共同企業体の代表者と構成員の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と同条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)の関係

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

### (2) 配置予定技術者について

ア 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。

なお、管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者は各1名とし、他の技術者と兼ねることができないものとする。

(ア) 管理技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

(イ) 意匠主任技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

(ウ) 構造主任技術者 : 資格要件は求めない

(エ) 設備主任技術者 : 資格要件は求めない

ただし、設備主任技術者については、電気、機械の技術者の区別は問わない。

イ 共同企業体の場合は、管理技術者は、共同企業体の代表者に所属していること。

(3) 設計協力者について

- ア 本業務に関する専門分野（管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者を除く。）について、設計協力者を加えることができる。
- イ 設計協力者は、「(1) 応募者について」のイ号の資格要件を満たすこととする。
- ウ 設計協力者となった者は、本プロポーザル及び今年度別途実施予定の「技術協力業務」の応募者又は他の協力者（協力事務所）となることはできない。

(4) その他

主たる分担業務分野（令和6年1月9日国土交通省告示第8号別添一第1項第一号において示される「設計の種類」における「総合」に係る部分をいう。）は再委託できない。

3 担当部署

公立大学法人北九州市立大学新学部設置準備課（担当者：上田、神園）

（住所）〒802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

（Eメール）shingakubu@kitakyu-u.ac.jp

4 審査委員会

提出された技術提案書について、「北九州市立大学及び旦過市場共同建物新築工事実施設計業務委託及び技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が審査、評価を行う。

なお、審査委員会は7名の委員から構成するものとし、委員の氏名等については、審査における公平性を確保するため、最優秀者の特定後に公表する。

5 参加手続

(1) 手続開始の公募及び説明資料の配布

- ア 手続開始の公募は、令和7年5月22日（木）とする。
  - イ 説明資料は、令和7年5月22日（木）に掲載を始める本学のホームページから入手するものとする。
- なお、主催者による全体説明会は実施しない。応募者による現地視察の際には「3 担当部署」に連絡すること。

(2) 参加表明書の提出

参加表明書は、別添「参加表明書作成要領」に基づき作成し、令和7年5月22日（木）から令和7年6月10日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前9時から午後5時までに「3 担当部署」に持参又は郵送により提出すること。

（郵送する場合は、配達証明付き書留郵便に限ることとし、受付期間内に必着のこと。）

(3) 参加資格の審査

- ア 参加表明書を提出した者について、参加資格の有無を審査する。
- イ 技術提案書の提出を要請しない者に対してはその旨を通知する。
- ウ 参加表明書を提出した者が1者の場合においても、有効なものとして取り扱う。

## 6 質疑及び回答

### (1) 質疑

- ア 本説明書に対する質疑がある場合、質疑書（様式6）に質疑内容を記入のうえ「3 担当部署」まで、電子メールにより提出すること。（他の方法による質疑は認めない。）
- イ 受付期間は、令和7年6月11日（水）から令和7年6月13日（金）までの毎日午前9時から午後5時までとする。
- ウ 質疑内容は、この説明書の各項目に関するものに限るものとする。

### (2) 回答

- 質疑に対する回答は、令和7年6月17日（火）に本学のホームページで公表する予定。
- なお、質疑に対する回答は、この説明書の追加あるいは修正とみなす。また、質疑内容の全てに対して回答が示されるとは限らない。

## 7 技術提案書の提出及び審査

### (1) 技術提案書の提出

- 参加表明書を提出した者は、別添「技術提案書作成要領」に基づき技術提案書を作成し、令和7年6月18日（水）から令和7年7月3日（木）まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時までに「3 担当部署」に持参又は郵送により提出すること。
- （郵送する場合は、配達証明付き書留郵便に限ることとし、受付期間内に必着のこと。）

### (2) 技術提案書の提出者へのヒアリング

- ア 技術提案書の提出者が1者のみの場合でもヒアリングを開催する。
- イ ヒアリングの詳細については別途通知するものとする。
- ウ 日程 令和7年7月10日（木）～7月11日（金）の間（予定）
- エ 場所 公立大学法人北九州市立大学（詳細はヒアリング出席者に別途連絡）
- オ ヒアリング出席者は、参加表明書等に記載された管理技術者、意匠主任技術者を含めた5名以内とし、技術提案書の内容に精通している者とする。
- カ 説明は、提出した技術提案書のみを使用して行うものとし、追加資料の使用は認めない。ただし、技術提案書又はその一部をA1程度に拡大したパネル等は可とする。
- キ 説明は、本学が準備するモニター等を利用し、説明者の持参するパソコンを使用して説明を行うこともできる。
- ク ヒアリングに要する時間は、1者あたり45分以内とする。（説明時間15分、質疑応答時間30分）
- ケ ヒアリングに出席しなかった場合は、受注意思がないものとみなし、特定しない。

### (3) 技術提案書の特定

- ア 審査については、非公開とする。
- イ 審査委員会が技術提案書提出者へのヒアリング及び質疑を行い、別紙「評価項目一覧表（100点満点×審査員7名）」に基づき評価する。
- ウ 評価点数に基づき、最優秀者及び優秀者各1者を特定する。
- エ 最優秀者及び優秀者各1者に対して、特定された旨通知するものとし、他の提出者に対しては、特定されなかった旨通知する。順位及び点数については全員に通知する。
- オ 評価の結果、最高点の提案者が複数ある場合においては、委員各人が持ち点1点を最高点の提案のいずれかへ投票することにより、最優秀者を選定することとする。
- カ 参加者が1者のみの場合においても、ヒアリングを開催し、評価を実施する。
- キ 評価の結果、420点（審査員1名平均60点）を下回った提案は、不採用とする。

## 8 評価基準

提出資料の評価基準は別紙「評価項目一覧表」による。

## 9 失格

次の条件の一つに該当する場合は失格となることがある。

- (1) 審査委員会の委員に直接、間接を問わず本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 説明書に違反した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (5) 受付期間の末日までに必要書類が提出されない場合
- (6) 公告及び説明資料の配布日から契約締結の日までに資格要件を欠く事由が発生した場合
- (7) その他公平な競争の妨げとなる行為及び事実があったと本学が判断した場合

## 10 契約等

北九州市立大学及び旦過市場共同建物新築工事実施設計業務委託については、本学の基準により算出した金額の範囲内において、最優秀者と委託契約の交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を交渉の相手方とする。

交渉が成立した場合、本学及び旦過総合が発注者となり、委託業者と三者間で委託契約を締結する。(委託料を支払う際は、予め委託契約書で定めた金額を、本学と旦過総合が各々委託業者へ支払う。)

## 11 選定結果に関する事項

### (1) 選定結果に対する説明要求

選定結果の通知を受けた応募者は、通知を受けた日から起算して7日以内（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時までに、書面（様式任意）により、本学に対して選定結果に対する質問ができる。

### (2) 受付場所等

ア 受付場所「3 担当部署」に同じ

イ 提出方法 持参又は郵送（郵送する場合は、配達証明付き書留郵便に限ることとし、受付期間内に必着のこと。）

### (3) 回答方法

回答は、提出期限の翌日から起算して10日以内（日曜日等を除く。）に書面により行う。

## 12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出後、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 参加表明書及び技術提案書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。  
ただし、病気等による休暇、死亡、退職等、やむを得ない理由により変更する場合、同等以上の者であることについて、発注者の了解を得なければならない。

- (5) 次のいずれかに該当する参加表明書又は技術提案書は原則無効とする。
- ア 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの。
  - イ 作成要領に指定する作成様式及び記入上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ウ 記入すべき事項の全部及び一部が記載されていないもの。
  - エ 記入すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (7) 特定された最優秀者名及びその評価点は、特定後、一定期間本学のホームページで公表する。  
最優秀者に特定されなかった他の応募者名は非公表とし、評価点のみ公表する。
- (8) 適切な技術提案が無い場合、選定・特定をしない場合がある。
- (9) 提出された技術提案書は、特定を行う作業等必要に応じて複製を作成することがある。  
また、技術提案書の原本及びその複製は、特定を行う作業以外に提出者に無断で使用する  
ことはない。
- (10) 参加表明書を提出後、技術提案書が特定される手続への参加を辞退する場合は、令和7  
年7月3日(木)午後5時までに、「3 担当部署」に様式7を提出すること。
- (11) 本業務委託に関連する「北九州市立大学及び旦過市場共同建物新築工事技術協力業務委託」  
が不成立となった場合は、本プロポーザルを中止する。